

新型コロナウイルス:セネガルにおける一部学校教育の再開日の決定及び現在の状況(4月30日)

【ポイント】

- セネガル政府は、小・中・高の最終学年につき6月2日に学校教育を再開することを決定するとともに、高等教育については6月2日から14日の間に各教育機関にて再開方針を決定するよう呼びかけました。その他セネガルにおける現状は以下本文3をご確認ください。邦人の方の感染や隔離の情報に接した場合には、当館までご一報お願いいたします。
- 大使館では、帰国希望者の方への各国の特別便運航状況等の情報提供を行っています。まだ登録されていない方は大使館メールアドレス（taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp）までご登録ください。
- 各国の特別運航便等をご予約された方は、必要手続きがございますので、必ず大使館までご連絡ください。

【本文】

1 セネガルにおける一部学校教育の再開日の決定

4月29日、セネガル政府は、試験のある学年（小・中・高の最終学年）につき6月2日に学校教育を再開することを決定しました。その他の学年の学校教育再開日については未定です。

また、セネガル政府は、高等教育について、6月2日から14日の間に各教育機関にて再開方針を決定するよう呼びかけました。

2 在留邦人の方へ：帰国希望有無の確認

大使館では、ご帰国希望の在留邦人の方に、各国による特別便の運航情報等を随時提供しております。在留邦人の方でご帰国を希望されており、まだ当館にご連絡をいただいていない方がいらっしゃれば、早急に、随時領事メールにてご案内している必要情報

（<https://www.sn.emb-japan.go.jp/files/100045373.pdf>）を大使館メールアドレスまでご送付お願いいたします。

なお、各国の特別運航便を既にご予約された方におかれては、空港までの移動制限や乗り継ぎに係る制限等につき、当館にて可能な範囲の側面支援を行っておりますところ、必要手続の準備のため、必ず、搭乗者名、出国日、搭乗便名、乗継便名、セネガルでの現在のご住所、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を大使館メールアドレスまでご連絡願います。

帰国に際しては個々人の費用負担が発生いたします。また、日本帰国時には、14日間の指定場所での待機及び公共交通機関の不利用等の諸制約が生じますところ、あらかじめご理解をいただければ幸いです。

大使館メールアドレス：taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

（水際措置の詳細）<https://www.sn.emb-japan.go.jp/files/100038761.pdf>

3 セネガルにおける状況（4月30日現在）

（1）感染状況

4月30日現在、セネガルにおける新型コロナウイルスの感染者は累計933名、うち9名が死亡、1名が国外搬送、334名が治癒済み、589名が治療中です。

現在感染者が発生しているのは、ダカール西部（少なくとも81名）、ダカール南部（少なくとも62名）、ダカール北部（少なくとも62名）、ダカール中央部（少なくとも118名）、ンバオ（少なくとも33名）、ユンブル（少なくとも20名）、ゲジャワイ（少なくとも23名）、ピキン（少なくとも32名）、ルフイスク（少なくとも10名）、サンガルカム（少なくとも9名）、ジャムニャジョ（少なくとも5名）、クルマサル（少なくとも6名）、ティエス（少なくとも13名）、ンブール（少なくとも16名）、ポペンギンヌ（少なくとも3名）、ティバワン（少なくとも1名）、プ（少なくとも14名）、トゥーバ（少なくとも86名）、ンバケ（少なくとも14名）、ジガンショール（少なくとも14名）、ウスイ（少なくとも1名）、サンルイ（少なくとも4名）、リシャートル（少なくとも1名）ファティック（少なくとも1名）、カオラック（少なくとも1名）、ニョーロ（少なくとも1名）、タンバクンダ（少なくとも1名）、グディリ（少なくとも58名）、ベリンガラ（少なくとも8名）、ルーガ（少なくとも29名）、サカル（少なくとも1名）及びセデュー（少なくとも1名）です。

セネガル政府がこの10日間ほどで検査数を格段に増加させたことに伴い、日々確認される新規感染者数も急増しています。また、経路を辿れないコミュニティ感染者数が増加傾向にあり、違法な州間移動が原因となっているケースが多いため、保健当局は、州間移動の禁止の徹底や、マスク着用義務の遵守を呼びかけています。

また、保健当局によると、これまで重症患者は10名発生し、Fann 大学病院又は Principal 軍病院の蘇生室に搬送され、そのうち4名が死亡、3名は治癒して退院、1名はフランスに搬送後に死亡、残り2名が現在治療中です。

（2）感染が疑われる場合

発熱、咳等の風邪症状が出ている場合や、身近な方や勤務先等での接触者に感染が確認された場合には、自己隔離し、外出を避け、（現地の医療事情に鑑み）医療機関を受診することは避けていただき、症状が数日以上続く場合にのみ、保健省の相談窓口「800 00 50 50」（24時間対応）にご相談ください。また、呼吸困難等の緊急事態の場合には、「1515」にて救急車（SAMU）を呼ぶことを推奨いたします。いずれの場合にも、速やかに当館まで情報共有いただきますようお願いいたします。同様に、外出時等に「接触者」等として取り扱われ、隔離の対象となるような場合には、速やかに当館までご連絡いただきますようお願いいたします。

（3）病院関連情報

現在、セネガルにおいて、新型コロナウイルス感染者が隔離入院している場所は、ジャムニャジョの小児病院内の治療センター、ダカールの Fann 大学病院、l' Ordrede Malte 総合病院、Principal 軍病院、ゲジャワイの Dalal Jamm 病院、トゥーバ、ジガンショール、コルダ、タンバクンダ及びサンルイの治療センター等、計14の医療施設です。この他、新たな隔離施設候補地として、ティエスの軍の駐屯施設、ダカールのレオポール・セダール・サンゴール旧空港敷地内の施設等が検討されています。在留邦人の方の感染が疑われる場合には、これらの病院を往訪するのではなく、まず（2）に記載の保健省窓口まで電話にてご相談ください。

(4) 接触者の隔離場所関連情報

現時点では、感染者との接触者は、ダカールにおいては複数のホテル（NgorDiarama, Savana, LagonII, IBIS, Novotel）に隔離されています。ご自身が接触者として隔離措置の対象になる場合や、邦人の方が隔離された等の情報に接した場合には、当館までご一報いただけますようお願いいたします。

(5) その他制限等

セネガルでは3月24日に非常事態宣言が発出され（4月3日付けで30日間延長）、夜間20時から早朝6時までは外出禁止となっているほか、州と州との間の移動は原則禁止となっております。また、公共交通機関の運行にも大幅な制限が出ているほか、乗用車等の乗車数の制限も課されていますので、外出の際には十分ご注意ください。詳細は3月26日付けの領事メール（<https://www.sn.emb-japan.go.jp/files/100032004.pdf>）をご参照ください。

(6) 感染を避けるために

在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、不要不急の外出を避け、外出時には人混みを避けると共に、マスクの着用や、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等を行い、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。また、屋内では、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることは避けていただき、十分な換気をされることを推奨いたします。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP (各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●日本帰国時の措置について（厚生労働省サイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)